

(別紙)

輸入穀類等検疫要綱の一部を次のように改正する。

第1から第24まで中及び別表2中「および」を「及び」に、「または」を「又は」に、「もしくは」を「若しくは」に、「行なわせ」を「行わせ」に、「行なう」を「行う」に、「行ない」を「行い」に、「行なつた」を「行つた」に、「附着」を「付着」に、「交附」を「交付」に改める。

別表1中船橋市川の項を削り、三田尻中関の項の次に次のように加える。

丸 亀 | 神戸植物防疫所坂出支所 | 坂出市入船町1-6-10 坂出港湾合同庁舎内 |

別表2中「ならびに」を「並びに」に、「かく伴」を「かくはん」に、「当り」を「当たり」に改める。

別表2の1中(6)を(8)とし、(5)を(7)とし、(4)を(6)とし、(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)の次に(2)として次のように加える。

(2) 倉庫7.2時間くん蒸

〔 重量: $\frac{\text{グラム}}{\text{内容積}} \div \frac{\text{立方メートル}}{\text{立方メートル}}$ 〕

有害動物の種類	かくはん 装置の有無	くん蒸物 の 量 t/m^3	温 度 及 び 倉 庫 の 等 級								
			10 度 未 満			10 度 以 上 20 度 未 満			20 度 以 上		
			A 級	B 級	C 級	A 級	B 級	C 級	A 級	B 級	C 級
袋詰めされた米、麦、えんどう、コブラ、コ コア豆、コーヒー豆、こしょう等(粉状及びか す状のものを除く。)に付着する有害動物(こ くじつせんちゅうを除く。)	有	0.29以下	14	17	19	11	13	15	8	9	11
		0.3~0.49	18	21	24	14	17	20	10	12	14
		0.5以上	21	26	29	16	20	22	12	14	16
	無	0.29以下	18	21	24	14	17	20	10	12	14
		0.3~0.49	21	26	29	16	20	22	12	14	16
		0.5以上	24	29	34	19	22	26	14	16	19

袋詰めされたとうもろこし, きび, もろこし等(粉状及びかす状のものを除く。)に付着する有害動物(こくじつせんちゅうを除く。)	有	0.29 以下	18	21	24	14	17	20	10	12	14
		0.3~0.49	21	26	29	16	20	22	12	14	16
		0.5 以上	27	33	38	21	25	30	15	19	22
	無	0.29 以下	21	26	29	16	20	22	12	14	16
		0.3~0.49	27	33	38	21	25	30	15	19	22
		0.5 以上	34	41	48	27	32	38	19	23	27
袋詰めされた大豆, いんげん, らつかせい等(粉状及びかす状のものを除く。)に付着する有害動物(こくじつせんちゅうを除く。)	有	0.29 以下	21	26	29	16	20	22	12	14	16
		0.3~0.49	24	29	34	19	22	26	14	16	19
		0.5 以上	34	41	48	27	32	38	19	23	27
	無	0.29 以下	24	29	34	19	22	26	14	16	19
		0.3~0.49	34	41	48	27	32	38	19	23	27
		0.5 以上	48	57	67	37	44	52	26	32	37
袋詰めされたそば, ひまの種子及び紅花の種子並びに米, とうもろこし, 大豆等の粉状及びかす状のものに付着する有害動物(こくじつせんちゅうを除く。)	有	0.29 以下	28	34	39	23	27	32	17	21	24
		0.3~0.49	35	42	49	29	35	41	21	26	30
		0.5 以上	42	51	59	34	41	48	25	30	35
	無	0.29 以下	35	42	49	29	35	41	21	26	30
		0.3~0.49	42	51	59	34	41	48	25	30	35
		0.5 以上	49	59	69	40	48	56	29	35	41

別表2のノ中(4)の次に(5)として次のように加える。

(5) サイロ 72時間くん蒸

薬量： $\frac{\text{グラム}}{\text{内容積} / \text{立方メートル}}$

有害動物の種類	循環装置の有無	温度及びサイロの等級								
		10度未満			10度以上20度未満			20度以上		
		A級	B級	C級	A級	B級	C級	A級	B級	C級
ばら積みされた米，麦等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する有害動物（こくじつせんちゅうを除く。）	有	28	33	41	22	28	34	16	21	25
	無	49	49	49	41	41	41	31	31	31
ばら積みされたとうもろこし，きび，もろこし等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する有害動物（こくじつせんちゅうを除く。）	有	38	45	55	30	37	45	22	28	34
	無	66	66	66	54	54	54	41	41	41
ばら積みされた大豆，いんげん，らつかせい等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する有害動物（こくじつせんちゅうを除く。）	有	41	49	59	31	40	48	23	29	35
	無	71	71	71	58	58	58	43	43	43

別記様式2中「および」を「及び」に，「附属機械」を「付属機械」に改める。